

大阪府 大阪市公報

発行所
大 阪 市 役 所
大 阪 市 北 区 中 之 島 1-3-20
電 話 06-6208-7444

目 次

規 則

- 学校以外の教育機関に関する規則の一部を改正する規則…………… 2

告 示

- 監査委員の選任…………… 3
- 災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所の指
定及び取消し…………… 3
- 大阪城天守閣の供用時間の変更の承認…………… 6
- 寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定…………… 7
- 指定寄附金等を受領する法人の所在地の変更…………… 7
- 一般競争入札の執行（揮発油（環境局）の買入れ等）…………… 7
- 一般競争入札の執行（大阪市立玉津中学校給食配送・配膳業務
委託等）…………… 11
- 開発行為に関する工事の完了…………… 14
- 開発行為に関する工事の完了…………… 16
- 開発行為に関する工事の完了…………… 16
- 道路の位置指定…………… 17
- 電子計算機に記録した公印の名称、ひな型の番号及び用途…………… 18
- 電子印に係る公印の用途変更…………… 18
- 子ども・子育て支援法に基づく施設型給付費の支給に係る施設
の確認…………… 21
- 平林四号池西地区土地区画整理事業の事業計画の変更の認可…………… 22
- 放置自動車の処理…………… 22
- 道路法違反物件の除却…………… 23
- 市道の区域変更…………… 23
- 市道の供用開始…………… 26
- 市道の供用廃止…………… 30
- 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法に基づく使用認可
申請書及びその添付書類の写しの縦覧…………… 30
- 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法に基づく使用認可
申請書及びその添付書類の写しの縦覧…………… 31

○落札者等の公示	31
○大阪市指定有形文化財等の指定	32
公 告	
○消防公務之証の亡失無効	33
○職員団体の登録事項の変更（大阪市立高等学校教職員組合）	33
○職員団体の登録事項の変更（大阪市障害児学校教職員組合）	34
○職員団体の登録事項の変更（大阪市教職員組合）	35
○職員団体の登録事項（大阪市教職員組合及び大阪市学校園教職員組合において専従休職を与えられている者の氏名）	37
○人事委員会委員長職務代理者の就任	37
正 誤	
○大阪市公報第5866号（平成30年 4月27日発行分）の正誤表	38

公 布 さ れ た 規 則 の あ ら ま し

◇学校以外の教育機関に関する規則の一部を改正する規則

- 1 参事の設置について定めることにしました。
- 2 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 3 この規則は、平成30年 5月 1日から施行することにしました。
（平成30年大阪市教育局委員会規則第11号 教育委員会事務局総務部総務課）

規 則

学校以外の教育機関に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年 4月27日

大阪市教育局委員会
教育長 山本晋次

大阪市教育局委員会規則第11号

学校以外の教育機関に関する規則の一部を改正する規則

学校以外の教育機関に関する規則（昭和32年大阪市教育局委員会規則第11号）

の一部を次のように改正する。

第4条第4項、第8項及び第10項中「、担当課長代理」を「、参事、担当課長代理」に改め、同条第11項中「、次席指導主事」を「、参事、次席指導主事」に改める。

附 則

この規則は、平成30年 5月 1日から施行する。

(平30. 4. 27揭示済)

告 示

大阪市告示第635号の2

監査委員 貴 納 順 二 の任期満了に伴う後任委員として、平成30年 5月 8日付けで次の者を選任した。

平成30年 4月27日

大阪市長 吉 村 洋 文

貴 納 順 二

(人事室人事課)

(平30. 4. 27揭示済)

大阪市告示第637号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4第1項及び第49条の7第1項の規定により指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を行い、第49条の6第1項の規定により指定緊急避難場所及び指定避難所の取消しを行ったので、第49条の4第3項及び第49条の7第2項並びに第49条の6第2項の規定により、次のとおり公示する。

平成30年 5月11日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 指定緊急避難場所（一時避難場所）

施設名	所在地
阪南播磨公園	阿倍野区阪南町6丁目3番
咲洲みなみ小中一貫校	住之江区南港中3丁目5番14号

〔以上、平成30年 4月 1日指定〕

2 指定緊急避難場所（津波避難施設）

施設名	所在地
ファミリープラザ朝潮橋	港区三先2丁目20番1号、2号

〔以上、平成30年3月30日指定〕

3 指定緊急避難場所（津波避難施設）

施設名	所在地
咲洲みなみ小中一貫校	住之江区南港中3丁目5番14号
パークコート	西成区出城2丁目5番5号

〔以上、平成30年4月1日指定〕

4 指定緊急避難場所（津波避難施設）

施設名	所在地
市営秀野西住宅1号館	此花区西島1丁目5番
市営千鳥橋住宅1号館	此花区伝法2丁目2番2号
市営池島住宅2号館	港区池島3丁目1番2号
市営波除第2住宅1号館	港区波除4丁目5番
市営波除第2住宅2号館	港区波除4丁目7番
市営波除第2住宅4号館	港区波除1丁目6番
市営波除第2住宅5号館	港区波除1丁目2番
市営波除第2住宅6号館	港区波除1丁目6番6号
市営波除第2住宅7号館	港区波除4丁目8番
市営波除第2住宅8号館	港区波除4丁目8番
市営東淡路住宅1号館	東淀川区東淡路3丁目5番1号
市営東淡路住宅2号館	東淀川区東淡路3丁目5番2号
市営日之出北住宅3号館	東淀川区西淡路1丁目8番3号
市営豊里第2住宅19号館	東淀川区豊里7丁目4番
市営井高野第4住宅1号館	東淀川区井高野4丁目4番1号
市営茨田大宮第1住宅3号館	鶴見区茨田大宮4丁目40番
市営新北島第2住宅1号館	住之江区新北島8丁目2番
市営住吉住宅3号館	住吉区帝塚山東5丁目6番3号

市営長吉出戸南第1住宅5号館	平野区長吉出戸8丁目7番
市営長吉六反北住宅1号館	平野区長吉六反4丁目8番1号
市営長吉六反北住宅2号館	平野区長吉六反4丁目8番2号
市営長吉長原西第2住宅2号館	平野区長吉長原西3丁目6番2号

〔以上、平成30年5月11日指定〕

5 指定避難所（災害時避難所）

施設名	所在地
咲洲みなみ小中一貫校	住之江区南港中3丁目5番14号

〔以上、平成30年4月1日指定〕

6 指定避難所（福祉避難所）

施設名	所在地
社会福祉法人 陽光福祉会 陽光ひめじま苑	西淀川区姫島5丁目16番36号

〔以上、平成30年2月27日指定〕

7 指定避難所（福祉避難所）

施設名	所在地
グループホーム野江ゆおびか	城東区成育4丁目6番29号
ニチイケアセンター城東諏訪	城東区諏訪2丁目9番25号
グループホームプラティア森ノ宮	城東区中浜3丁目1番21号
まんてん堂グループホームじょうとう関目	城東区関目2丁目1番8号

〔以上、平成30年3月20日指定〕

8 指定避難所（福祉避難所）

施設名	所在地
社会福祉法人ゆうのゆう (デーセンターモモの家)	福島区吉野4丁目27番10号

〔以上、平成30年3月29日指定〕

9 指定避難所（福祉避難所）

施設名	所在地
ゆ〜とあい にしなり隣保館	西成区出城2丁目5番9号 パークコート1F・2F

〔以上、平成30年4月1日指定〕

10 指定緊急避難場所（一時避難場所）

施設名	所在地
南港南中学校	住之江区南港中3丁目5番14号

南港緑小学校	住之江区南港中 2 丁目 7 番18号
南港渚小学校	住之江区南港中 3 丁目 7 番13号

〔以上、平成30年 3月31日取消し〕

11 指定緊急避難場所（津波避難施設）

施設名	所在地
南港南中学校	住之江区南港中 3 丁目 5 番14号
南港緑小学校	住之江区南港中 2 丁目 7 番18号
南港渚小学校	住之江区南港中 3 丁目 7 番13号

〔以上、平成30年 3月31日取消し〕

12 指定避難所（災害時避難所）

施設名	所在地
南港南中学校	住之江区南港中 3 丁目 5 番14号
南港緑小学校	住之江区南港中 2 丁目 7 番18号
南港渚小学校	住之江区南港中 3 丁目 7 番13号

〔以上、平成30年 3月31日取消し〕

13 指定避難所（災害時避難所）

施設名	所在地
社会福祉法人みなと寮 救護施設 大阪市立港晴寮	港区港晴 2 丁目 4 番25号

〔以上、平成30年 3月31日取消し〕

（危機管理室危機管理課）



大阪市告示第638号

大阪城天守閣について、大阪城天守閣条例（昭和24年条例第59号）第 6 条第 2 項により読み替えられた第 5 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更を承認したので、第 6 条第 2 項の規定により読み替えられた第 5 条第 3 項の規定に基づき告示する。

平成30年 5月11日

大阪市長 吉 村 洋 文

月 日	供 用 時 間
平成30年 7月21日（土）から 同年 8月19日（日）まで	午前 9 時から午後 7 時まで

平成30年 8月20日（月）から
同年 8月26日（日）まで

午前 9時から午後 6時まで

（経済戦略局観光部観光課）

大阪市告示第639号

大阪州市税条例（平成29年大阪市条例第11号）第29条第1項第1号に規定する寄附金税額控除の対象となる寄附金として、平成30年 4月 1日から平成35年 3月31日までの間に支出される次の法人に対する寄附金を指定したので、大阪州市税条例第29条第14項の規定に基づき告示する。

平成30年 5月11日

大阪市長 吉 村 洋 文

法人の名称	法人の主たる事務所又は事業所の所在地
学校法人常翔学園	大阪市旭区大宮五丁目16番 1 号

（財政局税務部課税課）

大阪市告示第640号

大阪州市税条例（昭和29年大阪市条例第11号）第29条第15項の規定により、指定寄附金等を受領する法人から法人の市内に有する事務所の異動の届出があったので、同条第14項の規定により、告示する。

平成30年 5月11日

大阪市長 吉 村 洋 文

法人の名称	法人の主たる事務所 又は事業所の所在地		変更年月日
特定非営利活動法人シニア自然大学校	変更前	大阪市中心区天満橋京町 2 番13号	平成29年 10月 7 日
	変更後	大阪市中心区谷町三丁目 1 番18号	

（財政局税務部課税課）

大阪市告示第641号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成30年 5月11日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 担当部局

〒541-0053 大阪府中央区本町1丁目4番5号 大阪産業創造館9階
大阪府契約管財局契約部契約課物品契約グループ
電話 06-6484-7356

2 入札に付する事項

(1) 購入物品及び予定数量

- ①揮発油（環境局） 178KL
 - ②揮発油（消防局） 124KL
 - ③軽油（環境局） 292.6KL
- （以上、電子入札対象案件）

(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 納入期間 平成30年7月1日（日）から平成30年9月30日（日）まで

(4) 納入方法及び納入場所 入札説明書による。

(5) 入札方法 上記(1)①～③の物品ごとに入札に付する。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（1に同じ。）に行えば当該審査を行う。

ただし、平成30年5月25日（金）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪府競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪府契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成29・30年度本市入札参加有資格者名簿に物品種目「33:石油類」で登録していること
- (5) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年12月27日法律第96号）の規定に基づく石油販売業の届出をしている者であること
- (6) 当該購入物品の規格に合致した物品を確実にかつ十分に納入し得ることを証明した者であること
- (7) 当該物品の納入に際し、本市の要請に応じて指定数量を迅速に納入することができる体制が整備されていること
- (8) 災害発生時等に対応可能な体制が整備されていること

4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問

い合わせ先 大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上
及び担当部局（1に同じ。）

- (2) 入札説明書等の交付方法 公告の日から平成30年 5月25日（金）まで
無償により交付する。
- (3) 入札参加申請書等の受付期間 公告の日から平成30年 5月25日（金）
午後 5時まで
- (4) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

5 入札執行の日時等

(1) 電子入札による場合

- ア 入札書受付期間 平成30年 6月20日（水）から同月21日（木）まで
の午前 9時から午後 5時まで
- イ 開札予定日時 平成30年 6月22日（金）午前11時30分
- ウ 場所 システム上とする。

(2) 紙入札による場合

- ア 入札書受付期間 平成30年 6月22日（金）午前11時から午前11時30
分まで
- イ 開札予定日時 平成30年 6月22日（金）午前11時30分
- ウ 場所 大阪府中央区本町 1丁目 4番 5号 大阪産業創造館11階
大阪市契約管財局契約部入札室

ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」
という。）第25条第 2項に規定する郵便等による入札の場合は平成30年 6
月21日（木）午後 5時までに必着のこと

6 入札保証金等

(1) 入札保証金（見積った契約希望金額の100分の 3以上） 免除

ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額（入札書
に記載された金額に当該金額の100分の 8に相当する額を加算した金額
（単価契約にあつては、落札金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約に
あつては、落札金額を 1年当たりの額に換算した額））の100分の 3に相
当する違約金を徴収する。

(2) 契約保証金 要

ただし、契約規則第37条第 1項の規定に該当する場合は免除する。

(3) 保証人 不要

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有 効な入札を行った者を落札者とする。

7 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公告に示した入札参加申請書等を平成30年
5月25日（金）午後 5時までに受付場所に、指定した方法にて必着のこと。
なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じ

なければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

8 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、開札後、落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

9 その他

- (1) この調達、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 落札の決定から契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき、又は、契約規則第32条第2項の規定により、契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあることその他の理由により著しく不相当であると認められるときは、契約の締結を行わないものとする。
- (3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (4) 契約日以降に、揮発油税及び軽油引取税の税率に改定があった場合は、改定後の税率に基づき契約を変更する。
- (5) 詳細は入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and estimated quantity of the products to be purchased:
 - ① Gasoline (Environment Bureau) 178 KL
 - ② Gasoline (Osaka Municipal Fire Department) 124 KL
 - ③ Gas oil (Environment Bureau) 292.6 KL
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:
5:00PM, 25 May 2018
- (3) The date and time for the submission of tenders:
 - ① on the Osaka City Electronic Tender System:
from 9:00AM, 20 June 2018 to 5:00PM, 21 June 2018
 - ② in person: from 11:00AM to 11:30AM, 22 June 2018
 - ③ by post: 5:00PM, 21 June 2018
- (4) A contact point where tender documents are available:
Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau,
The City of Osaka 4-5 Osaka Sangyo Sozokan 9th Floor, Honmachi
1-chome, Chuo-ku, Osaka 541-0053, TEL06-6484-7356
(We accept applications that are presented in Japanese only.)

(契約管財局契約部契約課)

大阪市告示第642号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成30年 5月11日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 担当部局

〒530-8201 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番20号 大阪市役所 3 階
大阪市教育委員会事務局総務部総務課 (調達グループ)
電話 06-6208-9078

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称及び数量

- ① 大阪市立玉津中学校給食配送・配膳業務委託 (単価契約) 長期継続一式
- ② 大阪市立市岡東中学校給食配送・配膳業務委託 (単価契約) 長期継続一式
- ③ 大阪市立東陽中学校給食配送・配膳業務委託 (単価契約) 長期継続一式
- ④ 大阪市立東生野中学校給食配送・配膳業務委託 (単価契約) 長期継続一式
- ⑤ 大阪市立野田中学校給食配送・配膳業務委託 (単価契約) 長期継続一式

(電子入札対象案件とする。)

(2) 業務委託概要

入札説明書による。

(3) 業務委託期間

契約日から平成33年 7月31日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当し、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請 (以下「資格審査申請」という。) を担当部局 (上記 1 に同じ) に行えば当該審査を行う。ただし、平成30年 5月24日 (木) までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の 4 の規定に該当しない者であること

- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成29・30年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「03：運搬請負－02：運行代行－01：一般貨物輸送（096）」で登録していること
- (5) 「貨物自動車運送事業法」（平成元年法律第83号）第3条に規定されている一般貨物自動車運送事業の許可を受けていること

4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所、入札参加申請書等の受付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先
大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（上記1に同じ。）

- (2) 入札説明書等の交付方法

公告の日から平成30年5月24日（木）まで無償により交付する。

※ 紙入札者については、担当部局（上記1に同じ）において入札説明書等を公告の日から平成30年5月24日（木）までの本市の休日（大阪市の休日を定める条例（平成3年大阪市条例第42号）第1条に掲げる本市の休日（以下「休日」という。））を除く毎日、午前9時から午後5時まで無償にて交付する。（ただし、午後0時15分から午後1時までの間を除く。）

- (3) 入札参加申請書等の受付期間

公告の日から平成30年5月24日（木）までの本市の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

- (4) 入札参加申請書等の受付場所

入札説明書による。

5 入札執行の日時等

- (1) 電子入札による場合

- ① 入札書提出期間

平成30年6月27日（水）から平成30年6月28日（木）の午前9時から午後5時まで

- ② 開札予定日時

平成30年6月29日（金）午前10時

- ③ 場所

システム上

- (2) 紙入札による場合

- ① 入札書提出期間

平成30年6月29日（金）午前9時45分から午前10時まで

- ② 開札予定日時

平成30年6月29日（金）午前10時

- ③ 場所

大阪市教育委員会事務局入札室（上記1に同じ。）

ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等（以下「郵便等」という。）による入札の場合は、書留郵便等配達記録の記録が残る方法により担当部局（上記1に同じ）あて平成30年6月28日（木）午後5時までに必着のこと。

6 入札保証金等

- (1) 入札保証金（見積った契約希望金額の100分の3以上） 免除

ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額（入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（単価契約にあつては、落札金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあつては、落札金額を1年当たりの額に換算した額））の100分の3に相当する違約金を徴収する。

- (2) 契約保証金（契約金額の100分の10以上） 要

ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は、免除する。

- (3) 保証人 不要

- (4) 契約書作成の要否 要

7 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本告示に示した入札参加申請書等を平成30年5月24日（木）午後5時までに、担当部局（上記1に同じ）まで持参又は郵便等により必着のこと。

なお、当該書類に関し本市より説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出された書類等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

9 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、落札決定までの間に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

10 その他

- (1) 落札の決定から契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき、又は、契約規則第32条第2項の規定により、契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあることその他の理由により著しく不相当であると認められるときは、契約の締結を行わないものとする。

- (2) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排

除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (4) この調達法はWTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (5) この契約は、地方自治法施行令第167条の17に該当する長期継続契約案件である。
- (6) 詳細は入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required:
 - ① Entrustment of School lunch delivery and catering service for Osaka Municipal Tamatsu Junior High school 1set
 - ② Entrustment of School lunch delivery and catering service for Osaka Municipal Itiokahigashi Junior High school 1set
 - ③ Entrustment of School lunch delivery and catering service for Osaka Municipal Toyo Junior High school 1set
 - ④ Entrustment of School lunch delivery and catering service for Osaka Municipal Higashiikuno Junior High school 1set
 - ⑤ Entrustment of School lunch delivery and catering service for Osaka Municipal Noda Junior High school 1set
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:
5:00PM, 24 May 2018
- (3) The date and time for the submission of tenders:
 - 1. On the Osaka City Electronic Tender System: from 9:00AM, 27 June 2018 to 5:00PM, 28 June 2018
 - 2. In person: from 9:45AM to 10:00AM, 29 June 2018
 - 3. By post: 5:00PM, 28 June 2018
- (4) A contact point where tender documents are available:
General Affairs Division, General Affairs Department, Board of Education, The City of Osaka 3-20, Nakanoshima 1-chome, Kita-ku, Osaka 530-8201, TEL06-6208-9078

(教育委員会事務局総務部総務課)

大阪市告示第643号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年 5月11日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 許可番号

平成29年10月 6 日大阪市指令都計（開）第47号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市城東区関目 2 丁目 9 番11、8 番63

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府岸和田市土生町 1 丁目 4 番23号

フジ住宅株式会社

代表取締役 宮脇 宣綱

4 新たに設置された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
道路	5. 000m	67. 330m	開発者	開発者	
道路	4. 000m	6. 000m	開発者	開発者	転回広場 すみ切り 2 ヲ所 含む
道路	4. 000m	6. 000m	開発者	開発者	転回広場 すみ切り 2 ヲ所 含む
下水道	D=200mm	7. 500m	大阪市	－	1 号組立マンホ ールインバート 付 1 ヲ所 新設工
下水道	D=150mm	6. 000m	大阪市	－	集水ます I 型イ ンバート付 1 ヲ所 新設工

5 廃止された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
下水道	D=300mm	6. 600m	大阪市	－	第 4 種マンホー ル 1 ヲ所 撤去工

なお、関係図書は大阪市都市計画局開発調整部開発誘導課において閲覧することができる。

（都市計画局開発調整部開発誘導課）

大阪市告示第644号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年 5月11日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 許可番号

平成29年12月25日 大阪市指令都計（開）第74号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市平野区喜連東4丁目235番6

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市平野区瓜破2丁目2番14号

株式会社むつみ住建

代表取締役 東 博之

4 新たに設置された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
道路	5. 000m	14. 860m	開発者	開発者	

なお、関係図書は大阪市都市計画局開発調整部開発誘導課において閲覧することができる。

（都市計画局開発調整部開発誘導課）

**大阪市告示第645号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年 5月11日

大阪市長 吉 村 洋 文

1 許可番号

平成30年 1月30日 大阪市指令都計（開）第80号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市平野区平野市町1丁目54番4の一部

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市住吉区长居1丁目3番17号

株式会社和光グループ本社

代表取締役 廣瀬 純一郎

4 新たに設置された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員(管径)	延長			
道路	4. 000m	29. 460m	開発者	開発者	すみ切り 1カ所 含む
道路	0. 600m	16. 950m	開発者	開発者	拡幅(中心後退 部分)
下水道	—	—	大阪市	—	集水ます I 型イ ンバート付 2カ所 新設工
下水道	D=150mm	4. 150m	大阪市	—	0号組立マンホ ールインバート 付 1カ所 新設工

5 廃止された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員(管径)	延長			
下水道	—	—	大阪市	—	集水ます I 型 2カ所 撤去工

なお、関係図書は大阪市都市計画局開発調整部開発誘導課において閲覧することができる。

(都市計画局開発調整部開発誘導課)

大阪市告示第646号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定に基づき、道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図書は、大阪市都市計画局建築指導部建築企画課において一般の縦覧に供する。

平成30年 5月11日

大阪市長 吉 村 洋 文

指定年月日及び指令番号

平成30年 4月13日

大阪市指令都計建企第1001号

地 名	地 番	道路幅員	道路延長	摘 要
-----	-----	------	------	-----

住之江区 粉浜西2丁目	15番1の一部	m 4.00	m 23.99	袋路状道路
----------------	---------	-----------	------------	-------

(都市計画局建築指導部建築企画課)

大阪市告示第647号

大阪市公印規則（昭和30年大阪市規則第48号）第11条第2項の規定により電子計算機に記録した公印の名称、ひな型の番号及び用途を次のとおり告示する。

平成30年 5月11日

大阪市長 吉 村 洋 文

名 称	ひな型の番号	用 途
専用公印 福祉事務用市長印	15	福祉事務用 (使用する文書) 福祉五法システムより出力される次の文書 ・ 児童発達支援等利用者負担給付金支給決定通知書 ・ 高額障がい福祉サービス等給付費支給決定通知書 ・ 高額障がい福祉サービス等給付費却下決定通知書 ・ 高額障がい福祉サービス等給付費取下通知書

附 則

この告示は、平成30年 5月23日から施行する。

(福祉局障がい者施策部障がい支援課)

大阪市告示第648号

電子印に係る公印の用途を変更するため、大阪市公印規則（昭和30年大阪市規則第48号）第11条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年 5月11日

大阪市長 吉 村 洋 文

名 称	ひな型の番号	用 途
専用公印 福祉事務用市長印	15	福祉事務用 (使用する文書) 福祉五法システムより出力される次の文書 ・支給決定通知書（重度障害） ・不支給決定通知書（重度障害） ・診療停止通知書（重障） ・診療停止通知書（点数照会）（重障） ・返還金請求通知書（重障） ・返還金請求通知書（不当）（重障） ・請求額変更通知書（重障） ・請求額取消通知書（重障） ・督促状（不当）（重障） ・重度障害者医療証回収通知（所得） ・喪失通知書（重障） ・ひとり親家庭医療費支給決定通知書 ・不支給決定通知書（ひとり親） ・診療停止通知書（ひとり親） ・診療停止通知書（点数照会）（ひとり親） ・返還金請求通知書（ひとり親） ・返還金請求通知書（不当）（ひとり親） ・請求額変更通知書（ひとり親） ・請求額取消通知書（ひとり親） ・督促状（不当）（ひとり親） ・ひとり親家庭医療証回収通知（所得） ・喪失通知書（ひとり親） ・支給決定通知書（一負）

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・ 不支給決定通知書（一負）・ 診療停止通知書（一負）・ 診療停止通知書（点数照会）（一負）・ 返還金請求通知書（一負）・ 返還金請求通知書（不当）（一負）・ 請求額変更通知書（一負）・ 請求額取消通知書（一負）・ 督促状（不当）（一負）・ 一負助成・証回収通知（所得）・ 一負助成・喪失通知書・ 支給決定通知書（老人医療）・ 不支給決定通知書（老人医療）・ 不支給決定通知書・ 診療停止通知書（老人）・ 診療停止通知書（点数照会）（老人）・ 返還金請求通知書（老人）・ 返還金請求通知書（不当）（老人）・ 請求額変更通知書（老人）・ 請求額取消通知書（老人）・ 督促状（不当）（老人）・ 支給決定通知書（乳幼児）・ 不支給決定通知書（乳幼児）・ 診療停止通知書（乳幼）・ 診療停止通知書（点数照会）（乳幼）・ 返還金請求通知書（乳幼）・ 返還金請求通知書（不当）（乳幼）・ 請求額変更通知書（乳幼）・ 請求額取消通知書（乳幼）・ 督促状（不当）（乳幼） |
|--|---|

		・乳幼児医療証回収通知（所得） ・喪失通知書 ・特別徴収決定通知書（保育所） ・申出徴収事前通知書（保育所） ・特別徴収徴収済通知書（保育所） ・申出徴収徴収済通知書（保育所） ・特別徴収徴収不能通知書（保育所） ・申出徴収徴収不能通知書（保育所） ・支給停止通知書（児童扶養手当） ・支給停止解除通知書（児童扶養手当）
--	--	---

附 則

この告示は、平成30年 8月28日から施行する。

（福祉局障がい者施策部障がい支援課）



大阪市告示第649号

次の施設について、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の規定に基づき、施設型給付費の支給に係る施設として確認をしたので、同法第41条の規定により公示する。

平成30年 5月11日

大阪市長 吉 村 洋 文

設置者の名称	施設の名称	施設の所在地	教育・保育 施設の種類	確認 年月日
社会福祉法人 ちとせ交友会	天満ちと せ保育園	大阪市北区天満1丁 目18番24号	保育所	平成30年 5月1日
社会福祉法人 ちとせ交友会	豊崎ちと せ保育園	大阪市北区豊崎1丁 目6番5号	保育所	平成30年 5月1日
社会福祉法人 子どものアト リエ	城東よつ ば保育園	大阪市城東区鳴野西 3丁目1番24号	保育所	平成30年 5月1日
社会福祉法人 千早赤阪福祉 会	あべのげ んき学園	大阪市阿倍野区阪南 町1丁目34番4号	保育所	平成30年 5月1日

（こども青少年局保育施策部保育企画課）

大阪市告示第650号

平林四号池西地区土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したため、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第51条の10第2項において準用する同法第51条の9第3項及び土地区画整理法施行規則(昭和30年建設省令第5号)第3条第10項の規定により次のとおり公告する。

平成30年 5 月11日

大阪市長 吉 村 洋 文

- 1 施行者の名称
平林土地区画整理株式会社
- 2 事業施行期間
平成27年 3 月27日から平成32年 3 月31日まで
- 3 施行地区
大阪市住之江区平林北二丁目の一部
- 4 事業の名称
平林四号池西地区土地区画整理事業
- 5 事務所の所在地
大阪市住之江区平林南一丁目 6 番 7 号先
- 6 施行認可の年月日
平成27年 3 月27日
- 7 変更認可の年月日
平成30年 5 月11日

(都市整備局企画部区画整理課)

大阪市告示第651号

道路法(昭和27年法律第180号)第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年 5 月11日

大阪市長 吉 村 洋 文

次の道路上にある物件は、道路法第43条の規定に違反するので、平成30年 5 月25日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

NO	種 類	場 所
----	-----	-----

1	自動二輪車 (ヤマハ 黒色)	住吉区東粉浜 3 丁目27番先
2	普通自動車 (スズキ 黒色)	住吉区苅田 3 丁目13番先
3	普通自動車 (トヨタ 黒色)	西淀川区中島 2 丁目12番先

(建設局総務部路政課)

大阪市告示第652号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年 5月11日

大阪市長 吉 村 洋 文

次の道路上にある物件（現場において除却勧告書をはっている物件）は、道路法第43条の規定に違反するので、平成30年 5月25日までに除却されたい。

その日までに除去されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

路 線 名	除 却 実 施 場 所	物 件
大正区第8010号線	大 正 区 小 林 東 3 丁 目 6 番 先	コンクリート ブロック等
大正区第8051号線	大 正 区 南 恩 加 島 1 丁 目 8 番 先	コンクリート ブロック等
平野区第2002-02号線	平 野 区 長 吉 六 反 3 丁 目 7 番 先	タイヤ

(建設局総務部路政課)

大阪市告示第653号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道の区域を変更する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年 5月11日

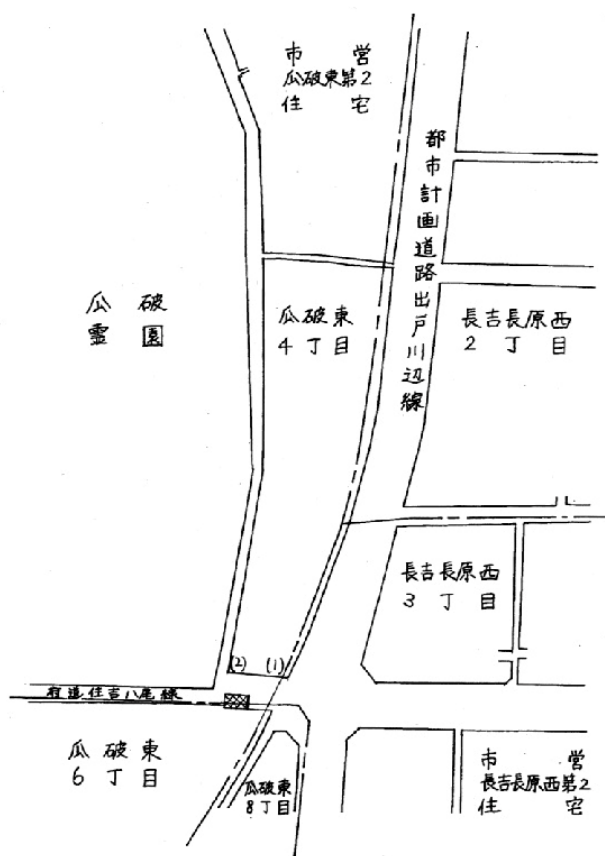
大阪市長 吉 村 洋 文

路線名	区 間	旧 新	敷 地 の	敷 地 の
-----	-----	--------	-------	-------

		別	幅 員	延 長
西 淀 川 区 第720号線	西淀川区福町2丁目 59番の9地から 同 区同 2丁目 59番の9地まで	旧	^m 3.64	^m 15.49
		新	3.82	15.49
矢 田 西 第23号線	東住吉区公園南矢田2丁目 34番の1地から 同 区同 2丁目 34番の1地まで (参考図参照)	旧	^m 6.00	^m 11.06
		新	8.00	11.06
加 美 第 10号線	平野区加美北1丁目 126番の2地から 同 区同 1丁目 126番の2地まで (参考図参照)	旧	^m 2.91	^m 44.21
		新	4.00	44.21
加 美 第 86号線	平野区加美南3丁目 57番地から 同 区同 3丁目 57番地まで (参考図参照)	旧	^m 7.64 ～8.32	^m 19.89
		新	10.32 ～11.00	19.89
平 野 区 第2016-01 号 線	平野区瓜破東4丁目 1294番の2地から 同 区同 6丁目 1294番の9地まで (参考図参照)	旧	^m 8.21 ～11.30	^m 11.46
		新	12.00 ～14.88	11.46
西 成 区 第43号線	西成区梅南2丁目 1番の47地から 同 区同 2丁目 1番の47地まで	旧	^m 3.64	^m 34.68
		新	3.82	34.68

参考図

平野区



凡 例



新たに道路となる部分（ただし供用開始は保留する。）



町丁界

説 明

平野区第2016-01号線（1）（2）間のうち（2）部分を区域変更する。

（建設局総務部管財課）



大阪市告示第654号

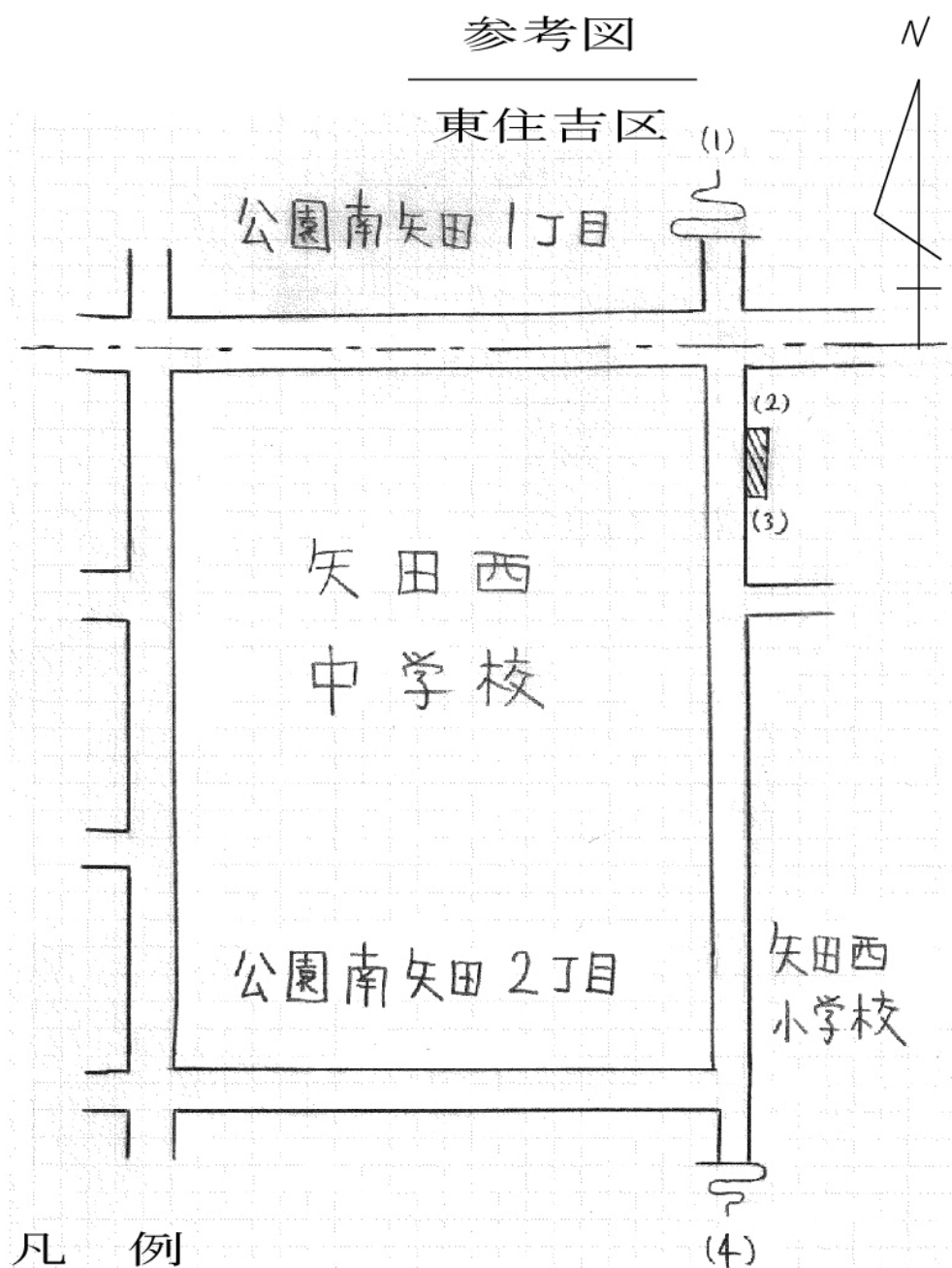
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように市道の供用を開始する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年 5月11日

大阪市長 吉 村 洋 文

路線名	区 間	供用開始の期日
西 淀 川 区 第 7 2 0 号 線	西淀川区福町 2 丁目 59 番の 9 地から 同 区 同 2 丁目 59 番の 9 地まで	告示の日
矢 田 西 第 2 3 号 線	東住吉区公園南矢田 2 丁目 34 番の 1 地から 同 区 同 2 丁目 34 番の 1 地まで (参考図参照)	告示の日
加美第10号線	平野区加美北 1 丁目 126 番の 2 地から 同 区 同 1 丁目 126 番の 2 地まで (参考図参照)	告示の日
加美第86号線	平野区加美南 3 丁目 57 番地から 同 区 同 3 丁目 57 番地まで (参考図参照)	告示の日
西 成 区 第 4 3 号 線	西成区梅南 2 丁目 1 番の 47 地から 同 区 同 2 丁目 1 番の 47 地まで	告示の日



新たに道路となる部分



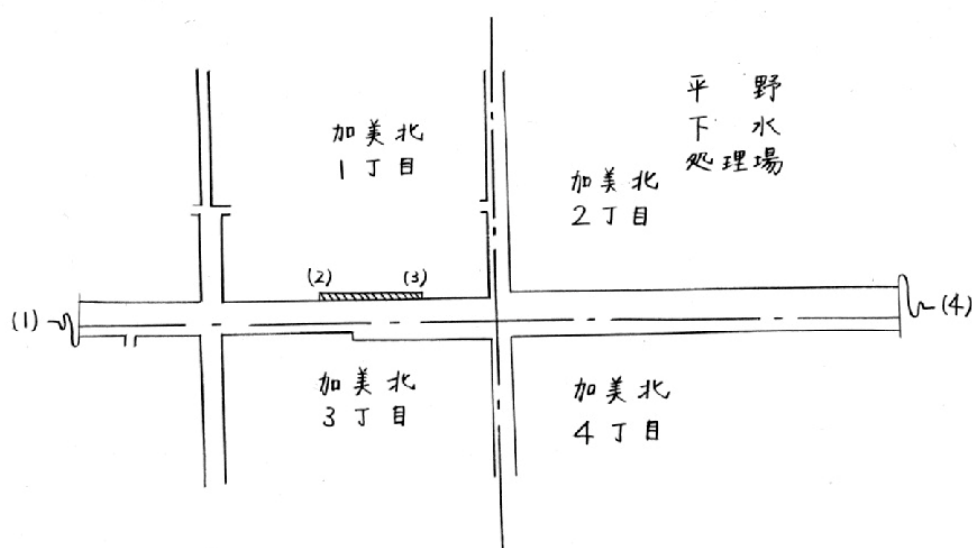
町 丁 界

説 明

矢田西第 23 号線 (1) (4) 間のうち (2) (3) 間を区域変更する。

参考図

平野区



凡 例



新たに道路となる部分

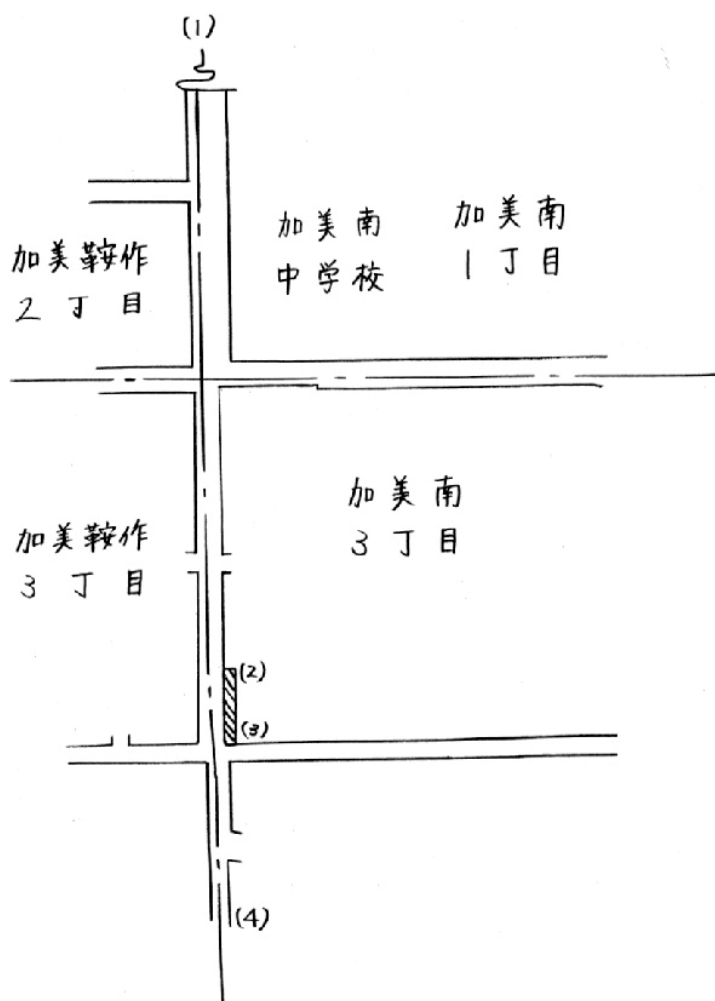
——町 丁 界

説 明

加美第10号線 (1) (4) 間のうち (2) (3) 間を区域変更する。

参考図

平野区



凡 例



新たに道路となる部分

町 丁 界

説 明

加美第 8 6 号線 (1) (4) 間のうち (2) (3) 間を区域変更する。

(建設局総務部管財課)

大阪市告示第655号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように市道の供用を廃止する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年 5月11日

大阪市長 吉 村 洋 文

路 線 名	区 間	供用廃止の期日
加美第65号線	平野区加美東5丁目54番の2地先から 同 区同 5丁目48番の19地先まで	告示の日

（建設局総務部管財課）

大阪市都島区告示第16号

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成12年法律第87号。以下「法」という。）第20条において読み替えて準用する土地収用法（昭和26年法律第219号）第24条第1項の規定により国土交通大臣から使用認可申請書及びその添付書類の写しの送付を受けたので、法第20条において読み替えて準用する土地収用法第24条第2項の規定によりこれを公衆の縦覧に供するため次のとおり公告する。

なお、大深度地下の使用の認可について利害関係を有する者は、この公告に基づく縦覧期間内に限り、法第20条において読み替えて準用する土地収用法第25条の規定により、大阪府知事に意見書を提出することができる。

平成30年5月11日

大阪市都島区長 林 田 潔

- 1 事業者の名称
大阪府知事
- 2 事業の種類
一級河川淀川水系寝屋川北部地下河川事業
（寝屋川北部地下河川排水機場から鶴見立坑まで）
- 3 事業区域
大阪府大阪市都島区中野町五丁目、都島本通二丁目地内
- 4 縦覧場所
都島区役所総務課（政策企画）（1階10番窓口）
- 5 縦覧期間

平成30年 5月11日から平成30年 5月25日まで

(都島区役所総務課 (政策企画))

大阪市城東区告示第10号

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成12年法律第87号。以下「法」という。）第20条において読み替えて準用する土地収用法（昭和26年法律第219号）第24条第1項の規定により国土交通大臣から使用認可申請書及びその添付書類の写しの送付を受けたので、法第20条において読み替えて準用する土地収用法第24条第2項の規定によりこれを公衆の縦覧に供するため次のとおり公告する。

なお、大深度地下の使用の認可について利害関係を有する者は、この公告に基づく縦覧期間内に限り、法第20条において読み替えて準用する土地収用法第25条の規定により、大阪府知事に意見書を提出することができる。

平成30年 5月11日

大阪市城東区長 松 本 勝 己

- 1 事業者の名称
大阪府知事
- 2 事業の種類
一級河川淀川水系寝屋川北部地下河川事業
(寝屋川北部地下河川排水機場から鶴見立坑まで)
- 3 事業区域
大阪府大阪市城東区野江三丁目・野江四丁目・成育三丁目・成育二丁目・
関目一丁目・関目二丁目・古市一丁目地内
- 4 縦覧場所
城東区役所総務課（城東区役所 3階）
- 5 縦覧期間
平成30年 5月11日から平成30年 5月25日まで

(城東区役所総務課)

大阪市水道局告示第27号

次のとおり落札者等について公示する。

平成30年 5月11日

大阪市水道局長 河 谷 幸 生

[掲載順序]

◎契約担当（所在地）

①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日（随

意契約の場合は契約相手方を決定した日) ④落札者(随意契約の場合は契約相手方) ⑤落札金額(随意契約の場合は契約金額) ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎水道局総務部管財課(大阪市住之江区南港北2丁目1番10号)

①平成30年度 庶務事務・人事給与システム運用保守管理及び改修業務委託

②随意 ③30.3.29 ④富士通(株)関西支社 大阪市中央区城見2-2-6 富士通関西システムラボラトリ ⑤45,536,515円 ⑦地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

①平成30年度 管路情報管理システム運用保守業務委託 ②随意 ③30.3.29

④(株)大阪水道総合サービス 大阪市阿倍野区旭町1-2-7 あべのメディックス ⑤30,637,781円 ⑦地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

(水道局総務部管財課)

大阪市教育委員会告示第13号

大阪市文化財保護条例(平成11年大阪市条例第5号)第6条第1項及び第36条第1項に基づき、次のとおり大阪市指定有形文化財及び大阪市指定天然記念物を指定する。

平成30年5月11日

大阪市教育委員会
教育長 山本 晋次

大阪市指定有形文化財(歴史資料)

名 称 及 び 員 数	文化財の所在の場所	所有者
幕末大坂城湿板写真原板 一括6点	大阪市中央区大阪城1丁目1番	大阪市(大阪城天守閣)

大阪市指定有形文化財(考古資料)

名 称 及 び 員 数	文化財の所在の場所	所有者
大坂城跡本丸内出土三葉葵文鬼瓦 一括5点	大阪市北区中之島1丁目3番20号	大阪市(教育委員会事務局)

大阪市指定天然記念物(地質鉱物)

名 称 及 び 員 数	文化財の所在の場所	所有者
三木茂博士収集メタセコイア化石標本 一括457点	大阪市東住吉区長居公園1丁目23番	大阪市(大阪市立自然史博物館)

(教育委員会事務局総務部文化財保護課)

公 告

大阪市（消）公告第2号

次の消防公務之証は、亡失した旨の届出があったので、亡失した日から無効とする。

平成30年 5 月11日

大阪市消防長 城 戸 秀 行

証票番号	職 種	氏 名	発行年月日	亡失年月日
5020205	消防士長	西川 亮輔	平25. 7. 26	平30. 4. 12

(消防局総務部人事課)

大阪市人事委員会公告第7号

大阪市立高等学校教職員組合（登録番号第3号）から届出のあった登録事項の変更（役員の改選）の件については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第53条第9項、職員団体の登録に関する条例（昭和26年大阪市条例第24号）第4条の規定に基づき次のとおり登録したので、同条例第6条第3項の規定に基づき公告する。

平成30年 5 月11日

大阪市人事委員会

委員長 西村 捷三

- 1 職員団体登録簿中第5項（理事その他の役員の氏名、住所及び職名（職員以外の者にあつてはその職業））を次のとおり変更した。

理事その他の役員名簿

団体における役名	所 属 名	職 名	氏 名	住 所
執行委員長	汎愛高等学校	教 諭	辻本 正純	大阪府羽曳野市学園前 4-2-18
副執行委員長	離籍	組合役員	河内 正	大阪府吹田市南高浜町 2-11
書記長	東高等学校	教 諭	中川 勉	大阪市此花区西島3 -10-8

書記次長	大阪ビジネス フロンティア 高等学校	教 諭	本釜 博志	堺市中区土塔町71- 8
会計委員	中央高等学校	教 諭	吉崎 幸宏	大阪市阿倍野区昭和町 1-16- 6-501
	東淀工業高等 学校	実習担当	松沢 智	大阪市城東区天王田 4- 1-406
執行委員	扇町総合高等 学校	教 諭	角野美奈 子	兵庫県西宮市松籟荘 5 -32
	桜宮高等学校	教 諭	武永 隆幸	大阪府東大阪市金岡 2- 2- 3
会計監査委員	東高等学校	教 諭	福井 信昭	大阪市東住吉区湯里 1- 4-23
	泉尾工業高等 学校	教 諭	上川 貴由	堺市北区百舌鳥梅町 3 -18- 5

2 登録年月日

平成30年 4 月25日

(行政委員会事務局任用調査部任用調査課)

大阪市人事委員会公告第 8 号

大阪市障害児学校教職員組合（登録番号第 5 号）から届出のあった登録事項の変更（役員の改選）の件については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第53条第 9 項、職員団体の登録に関する条例（昭和26年大阪市条例第24号）第 4 条の規定に基づき次のとおり登録したので、同条例第 6 条第 3 項の規定に基づき公告する。

平成30年 5 月11日

大阪市人事委員会

委員長 西村 捷三

- 1 職員団体登録簿中第 5 項（理事その他の役員の氏名、住所及び職名（職員以外の者にあつてはその職業））を次のとおり変更した。

理事その他の役員名簿

団体における 役名	所 属 名	職 名	氏 名	住 所
執行委員長	離籍専従	組合役員	実森 之生	大阪府貝塚市畠中 2- 2- 8
副執行委員 長	大阪北視覚支援 学校	教 諭	岡村 聡	大阪府八尾市安中 町 3- 2-39-916

書記長	離籍専従	組合役員	久保 知子	大阪府豊中市東泉丘3-4-B-307
書記次長	中央聴覚支援学校	寄宿舍指導員	朝妻 久雄	大阪府吹田市吹東町20-28
執行委員	難波支援学校	教 諭	岸田 康恵	大阪市東淀川区小松3-19-25-201
	生野支援学校	教 諭	岸上 裕子	堺市北区北長尾町1-2-2-305
会計監査	東淀川支援学校	教 諭	大西 恭子	大阪市東淀川区東淡路1-3-1-506

2 登録年月日

平成30年 4月25日

(行政委員会事務局任用調査部任用調査課)

大阪市人事委員会公告第9号

大阪市教職員組合（登録番号第6号）から届出のあった登録事項の変更（役員の改選）の件については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第53条第9項、職員団体の登録に関する条例（昭和26年大阪市条例第24号）第4条の規定に基づき次のとおり登録したので、同条例第6条第3項の規定に基づき公告する。

平成30年 5月11日

大阪市人事委員会

委員長 西村 捷三

1 職員団体登録簿中第5項（理事その他の役員の氏名、住所及び職名（職員以外の者にあつてはその職業））を次のとおり変更した。

理事その他の役員名簿

団体における役名	所 属 名	職 名	氏 名	住 所
執行委員長	成南中学校	教 諭	岡本 共右	大阪市住之江区粉浜3-7-11-302
副執行委員長	淀川中学校	教 諭	大越 正吾	大阪市東淀川区東淡路5-12-4
	高見小学校	学 校 事務職員	内田 優子	大阪府東大阪市新庄3-8-15
書 記 長	離籍	組合職員	松岡 誠	大阪府松原市田井城6-318-11

書記次長	浪速小学校	養護教諭	川崎 純代	大阪市東住吉区北田 辺 1-10-7
	喜連西小学校	教 諭	青木 将志	大阪市住吉区山之内 4-3-19
執行委員	桜宮小学校	栄養教諭	中川ひとみ	大阪府枚方市招提元 町 3-35-9
	新高小学校	教 諭	田河 真理	大阪府豊中市山ノ上 町11-32
	都島中学校	教 諭	木村 英生	大阪府枚方市甲斐田 東町 2-9
	三稜中学校	教 諭	三谷 和義	大阪市淀川区木川西 2-3-3-902
	平野南小学校	教 諭	田辺 秀作	大阪市東住吉区西今 川 2-17-20
	北恩加島小学 校	教 諭	中松 健一	大阪市阿倍野区阿倍 野筋 5-11-20
	北稜中学校	指導教諭	中 敏之	兵庫県尼崎市上坂部 3-23-5
	長吉東小学校	教 諭	曾我部玲子	大阪市平野区長吉長 原 2-4-25
	我孫子中学校	学 校 事務職員	藤原 博司	堺市北区百舌鳥赤畑 町 4-291-1-202
	新北野中学校	教 諭	西尾 充司	大阪府池田市栄町 8 -10-804
会計監査	南港桜小学校	教 諭	大藁 博文	大阪市住之江区浜口 西 2-12-7
	矢田東小学校	教 諭	井原 広行	大阪市中央区谷町 4 -4-13-401
	矢田南中学校	教 諭	芦田 雅弘	大阪府東大阪市鴻池 町 2-3-7-502
	平野北中学校	教 諭	山田 一男	大阪市東住吉区鷹合 1-10-14
	西船場幼稚園	教 諭	島内 昌美	大阪府松原市大堀 5 -7-16
特別執行委員	離籍	組合職員	橋田 寛人	大阪市東成区神路 4 -3-24-201
	五条小学校	教 諭	小濱 鉄也	大阪市旭区中宮 3- 6-20

2 登録年月日

平成30年 4月25日

(行政委員会事務局任用調査部任用調査課)

大阪市人事委員会公告第10号

大阪市教職員組合（登録番号第6号）及び大阪市学校園教職員組合（登録番号第15号）について、職員団体登録簿中第6項における専従休職を与えられている者の氏名を次のとおり登録したので、職員団体の登録に関する条例（昭和26年大阪市条例第24号）第6条第3項の規定に基づき公告する。

平成30年 5月11日

大阪市人事委員会
委員長 西村 捷三

- 1 職員団体登録簿中第6項における専従休職を与えられている者の氏名を次のとおり登録した。

専従休職者名簿

職員団体名	登録番号	氏名
大阪市教職員組合	6	岡本 共右
		内田 優子
大阪市学校園教職員組合	15	中林 真理子

- 2 登録年月日

平成30年 4月25日

(行政委員会事務局任用調査部任用調査課)

大阪市人事委員会公告第11号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第10条第3項の規定により、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、次の者がその職務を代理する。

平成30年 5月11日

大阪市人事委員会
委員長 西村 捷三

大阪市人事委員会委員 阪井 千鶴子

(行政委員会事務局任用調査部任用調査課)

大阪市公報第5866号（平成30年 4 月27日）正誤表

ページ	行	誤	正
5	－	下記参照	

誤

第28条の2様式 入湯税納入申告書（条例第139条の6 関係）

入湯税 納入申告書 （ 年 月分 ）

受付印

平成 年 月 日

大 阪 市 長

鉱 泉 浴 場 の 所 在 地		〒
施 設 の 名 称		(フリガナ)
特 別 徴 収 義 務 者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	〒 (電話番号 - -)
	氏名印（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名印）	(フリガナ)
この申告に 応 答 する 者 の 氏 名 及 び 電 話 番 号		(電話番号 - -)

大阪州市税条例第 条 第 項の規定により、次のとおり申告します。

		宿 泊 利 用	日 帰 り 利 用
当 該 施 設 の 利 用 者 総 数 ①		人	人
入 湯 客 総 数 ②		人	人
課 税 免 除 と な る 入 湯 客 数	修学旅行 その他学校行事（※１） ㊦	人	人
	小学生以下（※２） ㊧	人	人
	1,500円以下（※３） ㊨		人
	合 計 ③ (㊦+㊧+㊨)	人	人
課 税 対 象 と な る 入 湯 客 数 ④ (②－③)		人	人
課 税 対 象 と な る 入 湯 客 数 合 計 ⑤ (④の合計)		人	
納 入 す べ き 納 入 金 の 額 ⑥ (⑤×150)		円	
備 考			

※ 1 学校（学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）が実施する修学旅行その他の行事に参加している幼児、児童、生徒若しくは学生又はこれらの者を引率する者

※ 2 12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

※ 3 入湯に要する費用として1,500円以下の料金（消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を除く。）を負担して入湯する者

正

第28条の2様式 入湯税納入申告書（条例第139条の6関係）

入湯税 納入申告書 （ 年 月 分 ）																																										
受付印 平成 年 月 日 大 阪 市 長																																										
鉤 泉 浴 場 の 所 在 地 〒																																										
施 設 の 名 称 (フリガナ)																																										
特 別 徴 収 義 務 者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 〒 （ 電話番号 - - ）																																									
	氏名印（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名印） (フリガナ) ○																																									
この申告に応答する者の氏名及び電話番号 （ 電話番号 - - ）																																										
大阪州市税条例第 条 第 項の規定により、次のとおり申告します。																																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>宿 泊 利 用</th> <th>日 帰 り 利 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 40%;">当 該 施 設 の 利 用 者 総 数</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">①</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">人</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">人</td> </tr> <tr> <td>入 湯 客 総 数</td> <td style="text-align: center;">②</td> <td style="text-align: center;">人</td> <td style="text-align: center;">人</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">課税免除となる入湯客数</td> <td>修学旅行 その他学校行事（※1）</td> <td style="text-align: center;">人</td> <td style="text-align: center;">人</td> </tr> <tr> <td>小学生以下（※2）</td> <td style="text-align: center;">人</td> <td style="text-align: center;">人</td> </tr> <tr> <td>1,500円以下（※3）</td> <td style="text-align: center;">人</td> <td style="text-align: center;">人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">合 計</td> <td style="text-align: center;">人</td> <td style="text-align: center;">人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">課 税 対 象 と な る 入 湯 客 数</td> <td style="text-align: center;">人</td> <td style="text-align: center;">人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">課 税 対 象 と な る 入 湯 客 数 合 計</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">納 入 す べ き 納 入 金 の 額</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備 考</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>				宿 泊 利 用	日 帰 り 利 用	当 該 施 設 の 利 用 者 総 数	①	人	人	入 湯 客 総 数	②	人	人	課税免除となる入湯客数	修学旅行 その他学校行事（※1）	人	人	小学生以下（※2）	人	人	1,500円以下（※3）	人	人	合 計	人	人	課 税 対 象 と な る 入 湯 客 数		人	人	課 税 対 象 と な る 入 湯 客 数 合 計		人		納 入 す べ き 納 入 金 の 額		円		備 考			
		宿 泊 利 用	日 帰 り 利 用																																							
当 該 施 設 の 利 用 者 総 数	①	人	人																																							
入 湯 客 総 数	②	人	人																																							
課税免除となる入湯客数	修学旅行 その他学校行事（※1）	人	人																																							
	小学生以下（※2）	人	人																																							
	1,500円以下（※3）	人	人																																							
	合 計	人	人																																							
課 税 対 象 と な る 入 湯 客 数		人	人																																							
課 税 対 象 と な る 入 湯 客 数 合 計		人																																								
納 入 す べ き 納 入 金 の 額		円																																								
備 考																																										

※1 学校（学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）が実施する修学旅行その他の行事に参加している幼児、児童、生徒若しくは学生又はこれらの者を引率する者

※2 12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

※3 入湯に要する費用として1,500円以下の料金（消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を除く。）を負担して入湯する者

6

—

下記参照

誤

第28条の3様式 入湯税に係る経営申告書（条例第139条の7関係）

受付印		平成 年 月 日	
		大 阪 市 長	
申 告 者	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	〒 (電話番号 - -)	
	氏名印（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名印）	(フリガナ) ----- 	
この申告に応答する者の氏名及び電話番号		(電話番号 - -)	

大阪州市税条例第 条 第 項の規定により、次のとおり申告します。

申 告 事 由	☐ 開始 ☐ 変更 ☐ 廃止 ☐ その他 ()
上記申告事由の発生年月日	年 月 日
鉱 泉 浴 場 の 所 在 地	〒 (フリガナ) -----
施 設 の 名 称	
施 設 の 種 類	☐ 公衆浴場 (☐ 一般 ☐ その他) ☐ ホテル、旅館又は簡易宿所 (日帰り利用 ☐ 可 ☐ 不可) ☐ その他 ()
日 帰 り 利 用 に 係 る 入 湯 に 要 す る 費 用 (消費税額及び地方消費税額相当額を除く。)	☐ 常に1,500円以下である ☐ 1,500円を超える又は超える場合がある 円
温 泉 法 に よ る 温 泉 利 用 許 可 日	年 月 日
公 衆 浴 場 法 に よ る 営 業 許 可 日	年 月 日
旅 館 業 法 に よ る 営 業 許 可 日	年 月 日
備 考	

注 該当する□にレ印をつけてください。

正

第28条の3様式 入湯税に係る経営申告書（条例第139条の7関係）

入湯税に係る経営申告書	
受付印 平成 年 月 日 大 阪 市 長	
申告者	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 〒 （電話番号 - - ）
	氏名印（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名印） （フリガナ） ○
この申告に応答する者の氏名及び電話番号 〒 （電話番号 - - ）	
大阪州市税条例第 条 第 項の規定により、次のとおり申告します。	
申告事由	☐ 開始 ☐ 変更 ☐ 廃止 ☐ その他（ ）
上記申告事由の発生日	年 月 日
鉱泉浴場の所在地	〒
施設の名称	（フリガナ）
施設の種類	☐ 公衆浴場（ ☐ 一般 ☐ その他） ☐ ホテル、旅館又は簡易宿所（日帰り利用 ☐ 可 ☐ 不可） ☐ その他（ ）
日帰り利用に係る入湯に要する費用 （消費税額及び地方消費税額相当額を除く。）	☐ 常に1,500円以下である ☐ 1,500円を超える又は超える場合がある ※ 全ての料金の区分を記入して下さい。 円
温泉法による温泉利用許可日	年 月 日
公衆浴場法による営業許可日	年 月 日
旅館業法による営業許可日	年 月 日
備考	

注 該当する□にレ印をつけてください。